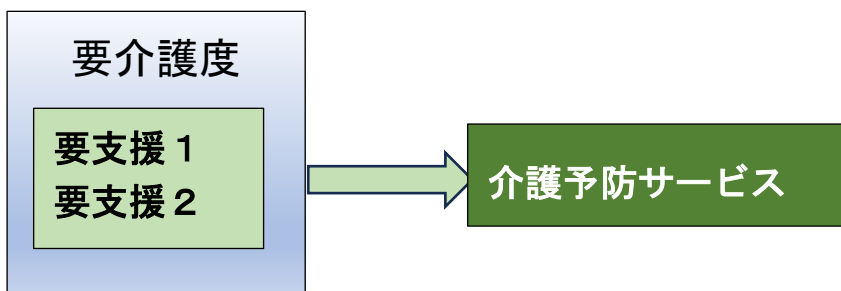




私は「要支援2」と認定されました。「介護予防サービス」を利用できます。「介護予防サービス」について教えてください。



### 介護認定と介護予防サービスの内容



要介護認定の結果には有効期間があります。  
有効期間は介護保険証に記載されています。  
有効期間後もサービスを利用する場合には有効満了前に更新の申請をします。  
要介護度に変化がある場合は認定の変更を申請します。

### 介護保険要支援では次のようなサービスを受けることができます。

- 介護サービスの利用にかかる相談やケアプランの作成サービス
- 自宅訪問する介護士、看護師から受けられるサービス
- 宿泊施設などに日帰りで通いながら受けられるサービス
- 宿泊施設などで長期間または短期間生活しながら、受けられるサービス
- 宿泊施設に訪問・通い・宿泊を組み合わせるサービス
- 福祉用具を利用・購入できるサービス



「要支援」の各「介護予防サービス」の具体的な内容について教えてください。



介護予防サービスの具体的な内容

要支援1-2で受けられる具体的な予防給付の内容	
自宅に訪問	施設等で生活
1. 訪問リハビリ	8. 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、軽費老人ホーム等)
2. 訪問看護	訪問・通い・宿泊を組み合わせる
3. 訪問入浴	9. 小規模多機能型居宅介護
施設に通う	地域密着型サービス: 地域に密着した小規模な施設等]
4. 通所リハビリ	10. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
5. 認知症対応型通所介護	福祉用具を使う
短期間の宿泊	11. 福祉用具貸与
6. 短期入所生活介護(ショートステイ)	12. 特定福祉用具販売
7. 短期入所療養介護	

1. 訪問リハビリ

訪問リハビリテーションは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

## 2. 訪問看護

訪問看護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

訪問看護では、病状に応じて、次のようなサービスを受けることができます。

血圧、脈拍、体温などの測定、病状のチェックなど

排泄、入浴の介助、清拭、洗髪など

在宅酸素、カテーテルやドレーンチューブの管理、褥瘡の処理、リハビリテーションなど

在宅での看取り

## 3. 訪問入浴

訪問入浴は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指して実施されます。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

## 4. 通所リハビリ

通所リハビリテーションは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

## 5. 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供することにより、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

## 6. 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

## 7. 短期入所療養介護

短期入所療養介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを提供します。

次号に続く